

## 鐔競り合い改善の補足事項(平成20年5月3日決定)

(財)全国高体連剣道専門部

### 1、改善の趣旨

現在、高校剣道の試合において試合時間の大半を鐔競り合いに費やしている現状がある。その中で不当な鐔競り合いや、中途半端な間合いから公明正大さに欠ける試合行為が多く誘発されている。これを改善するために、①正しい鐔競り合いを徹底させる、②試合時間の大半を「鐔競り合いに費やす試合展開」から「間合いを取り、対峙して攻め合う試合展開」に変えていく。

### 2 鐔競り合いの開始と10秒について

鐔競り合いの開始は、「正しい鐔競り合いの形」に入ったところからとし、そこから10秒の対象とする。

ア、試合者双方が接触してから「正しい鐔競り合いの形」に入るまで、勢いや流れで様々な動きが生じるがそのような試合行為中はまだ鐔競り合いとは見なさない。

ただし、そのような試合行為をいつまでも続けて技を出さない、または「正しい鐔競り合いの形」に入らない場合は、「時間空費」または「不当な鐔競り合い」の反則とする。

イ、試合者双方が接触してから、「技も出さない」、「正しい鐔競り合いの形」にも入らない場合の時間や回数は具体的に定めない。主審は試合行動の勢いや一連の流れとして適正か否かで判断する。

ウ、10秒の時間は目安であり、時計等で計測するものではない。従って、審判員は10秒に対する時間感覚をより正確に磨く必要がある。また、試合者も稽古等によって10秒の感覚を身につける必要がある。

エ、審判員は機械的に10秒を判断するのではなく試合の攻防や流れをよく見極めて、試合者が引き技を出そうとするか、または分かれようとする場合は、10秒程度の裁量の中で試合をそのまま流すかまたは合議をかけるかを判断する。

この場合の合議は、時間空費の反則か否かを判定するものである。(不当な鐔競り合いの反則か否かの合議は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は合議をかける。)

### 3 正しい鐔競り合いについて

ア、「正しい鐔競り合いの形」を示し具体的なイメージの共有を図った。

イ、技を出すための崩しや間のつくりによって「正しい鐔競り合いの形」が瞬間的に変形することはあり得る。

ただし、そのような試合行為を繰り返すだけで技を出さない場合は、時間空費か不当な鐔競り合いの反則とする。この場合、その繰り返しの回数や時間は具体的に定めない。主審は今回の改善の趣旨に則り判断する。

ウ、不当な鐔競り合いの「反則」は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は試合を中止し合議を行う。

### 4 正しい鐔競り合いからの技について

ア、正しい鐔競り合いからの引き技を高校剣道から消滅させないために10秒程度の時間を保障した。

イ、正しい鐔競り合いからの引き技およびその引き技に対する瞬間的な応じ技は有効打突となり得る。

ウ、正しい鐔競り合いから一方が引き技を出した。これに対し、他方が追い込んで技を出すことはよいのか？

→引き技を出した相手に対し、追い込んで打突する試合行為は何ら問題にならない。(勝浦研修最終日に確認済み)有効となり得る。また、追い込んで来た打突に対する応じ技もあり得る。

エ、鐺競り合いから引き技を出し、直ぐに前に出て打突する技は有効となるのか。

→引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。従って、それに続く次の打突もあり得る。

しかし、引き技が「1本にする意思がなく時間かせぎのような打突」であると判断された場合は、鐺競り合いの解消とは見なさず時間空費の反則か否かを見極めることになる。

#### <事例①>

引き技で「面一面」の二段打ちがあったとする。1本目の面は軽く二本目の面で決めようとする技と見なされた場合は、「面一面」で一つの技と解釈できる。このような技と「1本にする意思がない時間かせぎのような打突」は区別する必要がある。審判員技術の問題となる。

#### <事例②>

引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。引く距離や時間で決められるものではない。時間かせぎのような見せかけの打突ではなく、引く技として見なすことができれば例えお互いの間合いが接近していても鐺競り合いの解消と見なす。

オ、「正しい鐺競り合いの状態から相手が鐺競り合いを解消しようとして、まさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。

### 5 鐺競り合いの解消について

鐺競り合いの解消は、(1)引き技を出した場合、(2)お互いに間合いを切って解消する場合の二通りとする。

#### (1)引き技を出した場合

明確に剣先が触れない位置まで間合いが切れなくとも、鐺競り合いの解消とする。

その直後に再度正しい鐺競り合いとなった場合はそこから10秒を数える。

ただし、1本にする意思がなく時間かせぎのように引き技を繰り返すような試合行為は、「時間空費」の反則とする。

また、引き技に対して技で応じるわけではなく、間合いを詰めて体を密着させたり鐺競り合いに持ち込んだりするような試合行為を繰り返す場合は、「時間空費」の反則とする。

#### (2)お互いに間合いを切って解消する場合

お互いに呼吸を合わせて分かれ、剣先が触れない位置まで間合いが切れた時とする。

ア、鐺競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに深く間合いを切って分かれることとする。この場合、分かれる途中の近間、中間で出した技は有効打突としない。

ただし正しい鐺競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。

イ、お互いに呼吸を合わせて深く分かれることが前提であるので、一方が間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。

例えば、間合いを切ろうとしている途中の近間、中間から前に出て間合いをつめたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落としをねらうなどの試合行為は反則とする

ウ、お互いに間合いを切って解消する場合、相手の竹刀を裏鑓で制しながら間合いを切ることはあり得る。

エ、鐺競り合いを解消するために分かれようとする試合行為は、「正しい鐺競り合いの形」に入ってから

10秒程度に至るまでのどの時点でもよい。

オ、正しい鏢競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。」ということは、鏢競り合いを解消するために分けようとする時は気を抜かず、油断しないで相手を制しながら分けなければならないということになる。

カ、ライン際近くで分かれる場合、ライン際の試合者は回り込むなどして場外に出ない行動を自分の責任においてとることとする。ライン際の試合者は引かず、相手が一方的に引かなければならないということではない。

キ、お互いに分かれて鏢競り合いを解消しようとしたが、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに打突した。どのように処理すべきか？

また、この打突に対して応じて技を出す場合があるが、どのように処理すべきか？

→鏢競り合いの解消は剣先が触れない位置まで間合いが切れたところとする。その途中での技は有効にしない。…これが前提である。

従って、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに打突した場合、審判は直ちに「止め」をかけて試合を中止させる。この場合は反則としないで開始線にもどし試合を再開させる。

→「直ちに「止め」をかけて試合を中止させる」ことで、試合者相互に【剣先が触れない位置まで間合いが切れていないため「鏢競り合いの解消」にならなかった】ということ認識させる。

しかし、同様の行為を再度繰り返した場合(2回目)は「公明正大に試合をしない」という理由で反則にする。

→「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに攻め始めたり、上段をとったりする行為が行われた場合も同様の考えで、1回目は直ちに「止め」をかけて試合を中止させ、反則としないで開始線にもどし試合を再開させ、2回目からは反則とする。

→全剣連の試合審判規則には「指導」がないので、高体連としても「指導」という形はとらないが、1回目の措置で【鏢競り合いの解消にならなかった】ということを試合者に認識させる指導的な効果を与えることにした。ただし、2回目からは反則とする。

<この措置については平成20年度に実施し、その結果を踏まえて「1回目より反則にすべきか」について平成21年度の専門委員会議で見直す予定である。>

→間合いが切れていないのに打突した場合は、直ちに「止め」をかけて試合を中止させるので、その打突に対して応じた技は判定の対象としない。

ク、お互いに鏢競り合いを解消しようとして分かれたが、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れる前に、剣先を開いたり下げたりした場合はどう処理するのか？

→分かれる場合は、相手の剣先や竹刀を制しつつ気を抜かずに間合いを切ることを前提とする。

従って、平常の指導場面でこのことを徹底させる。

鏢競り合いが解消する前に、多少剣先が開いたり下げたりしたとしても、お互いに「剣先が触れない位置」まで深く間合いを切るならばそのまま流す。

ただし、剣先を開いたり下げたりすることによって、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れたか否かを曖昧にさせるような行為と判断した場合は、「公明正大に試合をしない」という理由で反則にする。

ケ、お互いに鏢競り合いを解消しようとして分かれたが、双方の引く距離に大きな違いがある場合、引く距離の少ない方を反則にするのか？

また、この状況で分かれる途中に一方が打突した場合、打突した方を反則とするのか？

→お互いに間合いを切ることが前提であるので、一方が間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。従って、明らかに一方が少ししか間合いを切らず、一方的に相手に間合いを切らせる行為と判

断できれば反則とする。

(この事例のように分かれ方に問題がある場合は、その時点で「止め、合議」として反則か否かを判断する。「止め」のタイミングが遅く、次の打突を誘発させるのは審判技術の問題であり、こういう状況を作ってはならない。)

コ、正しい鐺競り合いの時間を10秒程度保障しているが、一方が10秒経たずに相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとって分かれようとした。それに対し他方が分かれさせないように体を寄せる行為は、1回でも反則となるのか。

→鐺競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに間合いを切って深く分かれることが前提である。

従って、この事例のように体を寄せることで間合いをつめ、自ら間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。また、お互いに間合いを切る途中で止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為も反則とする。

(一方が鐺競り合い解消のために「正しい鐺競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間」は相手が技を出す機会として認めている。しかし、この事例のように一方が相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってしまった時点では、相手も呼吸を合わせて間合いを切って深く鐺競り合いを解消しなければならない。このような間をとってしまった時点からは、間合いを切ろうとしないで体を寄せたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為は反則とする。)

サ、「正しい鐺競り合いの形」から鐺競り合いを解消するため、相手の体を崩すなどで、一方的かつ瞬間的に相手が間合いを切った場合、剣先が触れない位置まで間合いが切れなくともそこを追い込んで打突することは反則となるか？

→この事例のような「一方的かつ瞬間的」な分かれ方と「相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってお互いに呼吸を合わせて」の分かれ方は区別する必要がある。

従って、この事例の場合追い込んで打突することは反則にならない。有効になり得る。

ただし、ただ追い込んで間合いをつめて鐺競り合いに持ち込むだけであり、かつ10秒を超える場合は時間空費の反則とする。

シ、接触後、「正しい鐺競り合いの形」に入ろうとせず、すぐに分かれようと間合いを切る行為はどう処理すべきか？

→「正しい鐺競り合いの形」に入るまで、勢いや流れで様々な動きが生じることはあり得る。

この事例のように、「正しい鐺競り合いの形」に入ろうとせず、分かれるために一方的に間合いを切ってさがる場合は、①そのまま分かれれば特に処理する必要はなく流す、②一方的に間合いを切ってさがるとうところを攻めて打突することは反則にならない。有効になり得る、③お互いに技を出すこともなく、「正しい鐺競り合いの形」に入ろうともしないまま10秒程度が経過したら、この状態を長引かせている方を時間空費の反則とする。

6 「分かれ」については、主審が高校生レベルのこう着状態と判断せざるを得ない場合のために、「分かれ」を活用する余地を残した。

(1) 試合者双方が正しい鐺競り合いで攻防し、分かれようとしているが分かれられない状態と判断せざるを得ない場合「分かれ」をかける。

(ただし、分かれようとする努力がなければ反則となるのでその見極めを厳密に行う必要がある。)

(2) 今回の改善策を徹底すれば、試合は活性化し実質的に「分かれ」をかける場面はなくなるはずである。そういう意味で安易に「分かれ」はかけないようにする。

<付記>

- 1、今回の抜本的改善の中核となることは、監督(指導者)が趣旨を十分理解し選手(生徒)に対して指導を徹底させることである。
- 2、監督(指導者)が趣旨を十分理解し指導した内容を選手(生徒)に正しく守らせ実行させるために、審判員はこの改善策の内容を十分把握し、審判技術を高め厳正に裁定する責務を負う。
- 3、「鏝競り合いの抜本的改善」を達成させるためには、指導現場での監督(指導者)の「指導」と大会での審判員の適正な審判を連携、連動させていくことが重要となる。  
そのために、高校剣道を指導する者は監督(指導者)の立場と審判員の立場の一方のみに偏ることなく、双方の立場に立って高校剣道の健全なる発達を図るように努力する必要がある。
- 4、今回の改善策は課題解決のための対処療法である。  
従って、高校剣道の鏝競り合いに関わる現状を今後も分析しながら、<申し合わせ事項>および<補足事項>は毎年見直し必要に応じて修正していく必要がある。

以上